# 令和5年度 集団指導講習会資料

■定期巡回·随時対応型訪問介護看護



平塚市福祉部介護保険課

## ~目 次~

Ι	J	人員・設	備	基準	12	つ(											•																		1
	1	管理者	•		•	•	-	•		•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•		•		•	•	•	•		•	•	•		1
:	2	定期巡	回	• 随	時	対原	~≥	뒫	訪	問	介	護	看	護	従	業	者	の	員	数	•	•		•		•	•					•			1
;	3	設備及	びん	備品	等		•	-			•		•	•	•	•		•	•		•	•		•		•	•	•			•	•	•	;	3
Π	追	運営に関																																ļ	5
	1	心身の	状》	兄の	把	握	-	•	•	•	•																							ļ	5
:	2	内容及																																!	5
;	3	指定居																																(	6
	4	居宅サ	1	ビス	計i	画(	こが	台.	つ:	<i>t</i> =	サ	_	ビ	ス	の	提	供	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• (	6
!	5	居宅サ															•																•	- (	6
(	6	サービ	ス	是供																													•	- (	6
	7	利用料	の う	受領	į	•	-	•			•		•	•	•	•		•			•	•		•		•	•	•			•	•	•	•	7
;	8	主治の	医自	师と	の	関	系	•		•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•		•		•	•	•	•		•	•	•	- ;	8
,	9	定期巡	回	• 随	時:	対ル	~₹	뒫	訪	問	介	護	看	護	計	画	等	の	作	成		•		•			•					•	•	- 8	8
1	0	定期巡	回	• 随	時:	対ル	~₹	뒫	訪	問	介	護	看	護	の	取	扱	方	針			•		•			•					•	•	1	10
1	1	緊急時	等(	の対	応			•					•		•						•											•		1	11
1	2	掲示						•					•		•						•											•		1	12
1	3	地域と	のi	重携	等		-														•												•	1	12
1	4	秘密保	持	等			-																											1	12
1	15	事故発	生	時の	対	心																												1	13
1	6	会計の	区分	分																													•	1	14
1	17	記録の	整侧	備			•	•													•													1	14
Ш	ſ	个護報酬	11=	関す	る	基	準(	٦.	0	い	て				•						•	•		•								•		1	15
	1	緊急時	訪	問看	護	加拿	算																											1	15
:	2	ターミ	ナノ	レケ	ア	加拿	算														•												•	1	15
;	3	生活機	能	句上	連	携	加拿	拿																										1	16
	4	認知症	専	門ケ	ア	加拿	算																											1	17
!	5	サービ	ス	是供	体	制	強化	比	<b>5</b> 0.5	算																							•	1	17
(	6	総合マ	'ネ	ジメ	ン	<b>卜</b> 1	本#	训	強·	化	加	算																						1	18
	7	介護職	員	<b>见遇</b>	改	善	加拿	拿																										1	19
;	8	通所系	サ-	ービ	ス	及7	びま	豆丸	期.	入	所	系	サ	_	ビ	ス	を	利	用	し	た	場	合	の	取	扱	い							2	20
,	9	同一の																																	
		居住す																																2	21

## Ⅰ 人員・設備基準について(基準抜粋)

#### 1 管理者(平塚市規則第59号第5条)

(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこと。ただし、当該事業所のオペレーター、定期巡回サービス、随時訪問サービスを行う訪問介護員等、訪問看護サービスを行う看護師等又は計画作成責任者としての職務に従事する場合であって、管理業務に支障がないときは、他の職務に従事することができる。

また、指定訪問介護及び指定訪問看護又は指定夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受けており、同一敷地内において一体的に運営する場合は、指定訪問介護及び指定訪問看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

なお、管理者はオペレーター、訪問介護員等又は看護師等である必要はない。

#### 【ポイント】

- ・他の場所にある事業所や施設の業務に従事することはできません。この場合には、 人員基準違反になります。
- ・同じ法人内の他の事業所に勤務している場合でも、上記の要件を満たしていなければ兼務とはならず、それぞれの事業所で「非常勤専従」となりますので、ご注意ください。

#### 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者の員数(平塚市規則第4条)

- (1) オペレーター
- (ア) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯を通じて専ら利用者から の通報を受け付ける業務に当たる従業者として1以上確保されるために必要な数以 上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは利用者以外 の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- (イ) オペレーターは利用者からの通報を受け、訪問の要否等の必要性を判断する能力が 求められることから、看護師、介護福祉士等の資格を有した者でなければならない。 ただし、当該オペレーターがオペレーターとして勤務する時間以外の時間帯におい て、当該オペレーター又は看護師等との連携を確保し、且つ利用者からの通報に適 切に対応することができる場合は、サービス提供責任者として1年以上従事した者 をオペレーターとして充てることができる。この場合の『1年以上従事』とは、単 なる介護等の業務に従事した期間を含まず、サービス提供責任者として任用されて いた期間を通算したものである。

- (ウ) オペレーターは事業所に常駐している必要はなく、定期巡回サービスを行う訪問介護員等に同行し巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えない。また、午後6時から午前8時までの時間帯については、ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報(具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等)の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合は、当該時間帯のオペレーター配置要件を満たす。
- (エ) オペレーターのうち1人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等でなければならない。

- ・「看護師、介護福祉士等の資格を有した者」とは、看護師、准看護師、介護福祉士、 医師、保健師、社会福祉士又は介護支援専門員です。
- (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利 用者に適切な定期巡回サービスを提供するために必要な数以上とする。
- (3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等

随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護を提供する時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる専従の訪問介護員等 が1以上確保されるために必要な数以上とする。

ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービスに従事することができる。

また、午後6時から午前8時までの時間帯については、利用者からの連絡を受けた後、 事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。

#### 【ポイント】

- ・看護師の資格を有する者を訪問介護員等として雇用する場合は、保健師助産師看護師 法に規定されている診療の補助及び療養上の世話の業務を行えません。
- (4) 訪問看護サービスを行う看護師等
- (ア) 保健師、看護師又は准看護師

常勤換算方法で 2.5 人以上とする。なお、これは職員の支援体制等を考慮した最小限の

員数であり、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数を確保すること。

(イ) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の実情に応じた適当数を配置する(配置 しないことも可能である。)こと。

#### 【ポイント】

・訪問看護サービスを行う看護職員のうち、1人以上は常勤の保健師又は看護師でなければなりません。また、看護職員の常時の配置を求めていませんが、利用者の看護ニーズに適切に対応するため、常時、当該看護職員のうち1人以上の者との連絡体制を確保しなければなりません。

#### (5) 計画作成責任者

計画作成責任者の員数は、(1)~(4)までに掲げる従業者のうち、看護師、介護福祉士、 医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員から1人以上を選任すること とする。

#### 【ポイント】

・オペレーターの要件として認められている『サービス提供責任者として**1**年以上従事 した者』については、「計画作成責任者」として認められませんのでご注意ください。

#### 3 設備及び備品等(平塚市規則第59号第6条)

(1) 専用区画

事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けること。

#### 【ポイント】

・利用申込の受付、相談等に対応するために適切なスペースを確保することが必要です。他の事業と同一の事務室であっても間仕切りする等の他の事業の用に供するものと明確に区分されている、もしくは特定されていることが必要です。

#### (2) 設備及び備品

サービスの提供に必要な設備及び備品を確保すること。

- ・特に手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。
- ・事業の運営に支障のない場合は、同一敷地内の他事業所、施設等の設備、備品等を 使用することができます。

#### (3) 通信機器等

通信機器は、利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、利用者からの通報を受信した際に瞬時にそれらの情報が把握できるものでなければならないことから、単に一般の家庭用電話や携帯電話だけでは認められない。ただし、通報を受信する機器と、利用者の心身の情報を蓄積する機器は同一の機器でなくても差し支えないことから、通報を受け付ける機器としては、一般の携帯電話等であっても差し支えない。

#### (4) 端末機器 (ケアコール端末)

利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、 利用者に対し、通信のための端末機器(ケアコール端末)を配布すること。

#### 【ポイント】

・ケアコール端末は、利用者が援助を必要とする状態となったときにボタンを押す等により、簡単にオペレーターに通報できるものでなければなりません。ただし、利用者の心身の状況によって、一般の家庭用電話や携帯電話でも随時の通報を適切に行うことが可能であれば、利用者に対し、ケアコール端末を配布せず、利用者所有の家庭用電話や携帯電話により、随時の通報を行わせることも差し支えないものとします。

#### 【指導事例】

- 管理者の兼務職種が多く、事業所の管理業務ができていなかった。
- ・利用者が適切に電話等で随時の通報ができないにもかかわらず、端末機器に携帯電話を使用していた。
- ・端末機器の使用方法が複雑で利用時に通報できない事例があった。

## Ⅱ 運営に関する基準について(基準抜粋)

#### 1 心身の状況の把握(平塚市規則第 59 号第 12 条)

・事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

#### 2 内容及び手続の説明及び同意(平塚市規則第59号第7条)

・サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の 概要など、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ること。

#### 【ポイント】

- ◎重要事項を記した文書に記載すべきと考えられる事項は、以下のとおりです。
- ア 事業の目的及び運営の方針(法人名、事業所名、事業所番号、併設サービスなど)
- イ 利用料
- ウ 従業者の職種・員数及び職務の内容
- エ 事故発生時の対応
- オ 苦情処理の体制(事業所担当、市町村、国民健康保険団体連合会などの相談・苦情の窓口も記載)
- カ 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法
- キ 利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項
  - ○営業日・営業時間 ○サービスの内容 ○緊急時の対応など
  - ※重要事項説明書の内容と運営規程の内容に違いがないようにしてください。
  - ※利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た際には、以下の内容が明示されている必要があります。
    - ○説明者氏名 ○説明・同意・交付した日付
    - ○説明・同意・交付を受けた人の氏名及び押印(又は署名)、続柄

重要事項説明書と契約書は目的の異なる別の書類です。サービス提供開始についての同意は重要事項説明書の交付のほかに、利用申込者及びサービス事業者双方を保護する観点から、契約書等の書面によって契約内容を確認することが望ましいと考えます。

#### 【指導事例】

- 重要事項説明書を利用者や家族に説明、交付したことが書面上確認できなかった。
- ・重要事項説明書の記載内容が古いままであった。(従業者の勤務体制が現状と一致しない等、運営規程の内容と違いがあった。)

#### 3 指定居宅介護支援事業者等との連携(平塚市規則第59号第13号)

- ・事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、居宅介護支援 事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め なければならない。
- ・事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の随時訪問サービスは、利用者からの通報により随時に提供されるサービスであることから、給付管理を行う居宅介護支援事業者とは連携を密にしなければなりません。また、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は医療面からの対応が必要とされる場合があることから、医療が円滑に行われるよう、常に保健医療サービスを提供する者との連携の確保に努めなければなりません。

#### 4 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供(平塚市規則第59号第15条)

・事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。

#### 5 居宅サービス計画等の変更の援助(平塚市規則第59号第16条)

・事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅 介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

#### 【ポイント】

・事業者は、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要になり、居宅サービス計画の変更が必要となった場合等、居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡等必要な援助を行わなければなりません。

#### 6 サービス提供の記録(平塚市規則第59号第18条)

(1) 事業者は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、その提供日及び 内容、地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画 を記載した書面又はこれに準ずる書面にしなければならない。 (2) サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、 利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報 を利用者に対して提供しなければならない。

#### 【ポイント】

- ・提供した具体的なサービスの内容や利用者の心身の状況その他必要な事項を記録してください。記録で確認ができない場合、介護報酬の返還や減算となる場合があります。
- ・提供した具体的なサービスの内容等の記録は5年間保存しなければなりません。

#### 7 利用料の受領(平塚市規則第59号第19条)

・事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

#### 【ポイント】

- ◎利用者負担とするのが妥当でないもの
  - ・利用者へ配布するケアコール端末に係る設置費用
  - ・ケアコール端末リース費用
  - ・ケアコール端末保守費用
- ◎利用者が負担すべきもの
  - 利用者宅から事業所への通報に係る通信料(電話料金)

#### 【指導事例】

- ・領収書は発行していたが、介護保険1割~3割負担と介護保険外費用の金額がまとめて記載されており、内訳が不明だった。
- ・利用者1割~3割負担額の支払いを受けていなかった。
  - ⇒利用者負担を免除することは、介護保険制度の根幹を揺るがす行為であり、指定の 取消等を直ちに検討すべき重大な問題とされています。

#### 8 主治の医師との関係(平塚市規則第59号第23条)

(1) 常勤看護師等は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう 必要な管理をしなければならない。

#### 【ポイント】

- ・主治医とは、利用者の選定により加療している医師であり、主治医以外の複数の医 師からの指示書の交付は受けることができません。
- ・訪問看護サービスの提供開始に際しては、主治医から指示書の交付を受けなければ なりません。
- (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、主治の医師に定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

#### 【ポイント】

・訪問看護サービスの提供は、医療施設内の場合と異なり、看護師等が単独で行うこと に十分配慮するとともに、慎重な状況判断等が要求されるので、主治医との密接かつ 適切な連携を図る必要があります。

#### 9 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成(平塚市規則第59号第24条)

(1) 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成しなければならない。

#### 【ポイント】

- ・援助の方向性や目標を明確にし、担当する者の氏名、当該目標を達成するための具体 的サービス内容、所要時間、日程等を記載します。
- (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については、居宅サービス計画に定められたサービス提供の日時等にかかわらず、居宅サービス計画の内容等を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、日々の定期巡回サービスの提供や看護職員によるアセスメントにより把握した利用者の心身の状況に応じた柔軟な対応が求められるため、居宅サービス計画に位置付けられたサービス提供の日時にかかわらず、計画作成責任者がサービス提供日時及び具体的内容を定めることができます。

#### 【指導事例】

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後に居宅サービス計画が作成されたが、 当該計画が居宅サービス計画に沿ったものであるかどうか、確認していなかった。
- (3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメントの結果を踏まえ、作成しなければならない。

#### 【ポイント】

- ・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、介護と看護が一体的に提供されるべきものであることから、訪問看護サービスの利用者はもとより、訪問看護サービスを利用しないものであっても、保健師、看護師又は准看護師の定期的なアセスメント及びモニタリングを行わなければなりません。
- ・アセスメント及びモニタリングを担当する看護師等は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が望ましいが、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が実施する他の事業所の看護師等により、行われることも差し支えない。ただし、以下の条件を満たす必要があります。
  - ・在宅の介護又は看護サービスの経験を有する者
  - ・在宅生活に関する十分な知見を有している者
  - ・当該事業所の日常生活圏域内で他の事業に従事している者
  - ・利用者の日常生活圏域における生活の課題を十分に把握できる者
- (4) 訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、(1)の事項に加え、利用者の希望、心身の状況、主治医の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載しなければならない。

#### 【ポイント】

・計画作成責任者が常勤看護師等でない場合は、常勤看護師等の助言・指導等の管理の もとに作成される必要があります。 (5) 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければなりません。また、作成後、交付を行う必要があります。

#### 【ポイント】

- ・サービス内容等への利用者の意向反映の機会を保障するため、その内容等について 十分な説明をした上で利用者の同意を得ることが必要です。また、その実施状況や 評価についても説明が必要です。
- ・また、計画作成責任者は、利用者へのサービスが定期巡回・随時対応型訪問介護看 護計画に沿って実施されているか把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行 う必要があります。
- ※計画には、利用者等への説明、同意、交付が確認できるよう、下記のような文章を追加することをお勧めします。

10 C C 240 B) W C A 7 0						
定期巡回・随時対応雪	型訪問介護看護計画書					
上記計画について説明を受け、同意し、ダ	で付を受けました。					
○年○月○日	利用者氏名 ○○ ○○ 説 明 者 ○○ ○○					

(6) 「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と踏まえ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の提供の依頼があった際には、提供することに協力するよう努めるものとする。

#### 10 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の取扱方針 (平塚市規則第59号第21条、第22条)

- (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービス及び訪問看護サービス については、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定 し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用 者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心して居宅で生活を送 ることができるようにしなければならない。
- (2) 事業者は自らその提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、その結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

- (3) 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- (4) 特殊な看護等は行ってはならない。
- (5) 事業者は定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする。

- ・提供するサービスの質について常に評価を行い、計画の修正を行う等、その改善を図ってください。
- ・随時訪問サービスの適切な提供にあたり、定期巡回サービスの提供や看護職員 の行うアセスメント等により、利用者の心身の状況等の把握に努め、利用者と のコミュニケーションを図り、通報を行い易い環境づくりに努める必要があり ます。
- ・利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について、利用者及び家族等にわかりやすく指導・説明をしてください。 なお、医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等は行ってはいけません。
- ・サービス提供に当たっては、介護技術や医学の進歩に対応できるよう研修等を 計画し、新しい技術を習得する等、研鑚を行ってください。
- ・事業者は利用者から合鍵を預かる場合、その従業者でも容易に持ち出すことが できないよう厳重な管理を行い、利用者に安心感を与えることが重要です。

#### 【指導事例】

- ・利用者との面接を行わず、居宅の訪問も実施せずにサービス提供を続けていた。
- ・利用者から預かる合鍵の取扱いについて、事前の説明及び文書の交付をしていなかっ た。

#### 11 緊急時等の対応(平塚市規則第59号第27条)

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者は、現に指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やか に主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

#### 【ポイント】

・サービス提供中に利用者が急変した場合は、看護職員は臨時応急の手当を行うととも に、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる必要があります。

#### 12 掲示 (平塚市規則第 59 号第 32 条)

・事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項(苦情処理の概要等)を掲示すること。

#### 【ポイント】

掲示すべき内容は重要事項説明書に網羅されていますので、重要事項説明書を掲示用 に加工して掲示している事業所が多く見られます。

#### 13 地域との連携等(平塚市規則第 59 号第 37 条)

- ・事業者は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(介護・医療連携推進会議)を設置し、年2回開催しなければならない。
- ・介護・医療連携推進会議に対し、サービスの提供状況等を報告し、評価を受けるととも に、必要な要望や助言等を聴く機会を設けること。
- ・正当な理由がある場合を除き、地域の要介護者に対してもサービス提供を行わなければ ならない。

#### 【ポイント】

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1)

- (問 119) 「いわゆる「囲い込み」による閉鎖的なサービス提供が行われないよう、第3条の8の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行わなければならない。」とされているが、地域の要介護者からの利用申込みがない場合はどうか。
- (答) この規定の趣旨は、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行わなければならないことを定めたものであり、地域のケアマネジャーや住民に対して、同一建物の居住者以外の要介護者も利用可能であることを十分に周知した上でも、なお、地域の要介護者からの利用申込みがない場合には、本規定に違反するものではない。また、同一建物の居住者以外の要介護者の利用申込みを妨げることは、本規定に違反するものである。

#### 14 秘密保持等(平塚市規則第59号第33条)

- (1) 従業者及び過去に従業者であったものは、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 事業者はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の 同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書に より得ておかなければならない。

- ・過去に従業者であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は その家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければなりません。 具体的には、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従 業者の雇用時等に誓約させるなどの措置を講ずべきです。
- ・個人情報保護法の遵守について

介護保険事業者の個人情報保護法に関するガイドラインが厚生労働省から出されています。詳細は下記に掲載されています。

(掲載場所)

「介護情報サービスかながわ」(https://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/)

>事業者

>ライブラリー(書式/通知)

> 5. 国・県の通知

>個人情報の適切な取扱いについて

#### 15 事故発生時の対応(平塚市規則第59号第38条)

- (1) サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずること。
- (2) 事故の状況、採った処置を記録すること。
- (3) 利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

#### 【ポイント】

- 事故が起きた場合の連絡先・連絡方法について、事業所で定め、従業員に周知してください。
- ・どのような事故が起きた場合に市町村に報告するかについて把握してください。
- ・事業所における損害賠償の方法(保険内容等)について把握してください。
- ・事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、<u>当該事実が報告</u> され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備してください。
- <具体的に想定されること>
  - ア 介護事故等について報告するための様式を整備する。
  - イ 介護職員その他の従業者は、介護事故等の発生、又は発見ごとにその状況、背景等 を記録するとともに、アの様式に従い介護事故等について報告すること。
  - ウ 事業所において、報告された事例を集計し、分析すること。
  - エ 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等をとりまとめ、防止策を検討すること。
  - オ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。
  - カ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。
  - ※平塚市に提出する事故報告書は、下記に掲載されています。

(掲載場所)

「平塚市介護保険課ホームページ」

(https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/nenkin/kaigo.html)

- >介護保険事業者向け情報
  - >介護保険事業者における事故発生時の報告
    - >事故報告様式

#### 16 会計の区分(平塚市規則第59号第39条)

- ・事業者は定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。
  - ※具体的な会計処理等の方法について
  - ⇒「介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成 13 年 3 月 28 日老振発第 18 号)」参照

#### 17 記録の整備(平塚市規則第59号第40条)

- (1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備すること。
- (2) 次に掲げるアからキの利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存すること。
  - ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画
  - イ 提供した具体的なサービス内容等の記録
  - ウ 主治の医師による指示の記録
  - 工 訪問看護報告書
  - オ 市町村への通知に係る記録
  - カ 苦情の内容等の記録
  - キ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

#### 【ポイント】

提供した個々のサービスの内容等を記録として、次の書類を整備してください。

- 重要事項説明書
- 〇 契約書
- アセスメントの記録
- 業務日誌(サービス提供日、利用者名、サービス提供者名、サービス提供の状況 等)
- 個人記録(サービス提供日、個人の様子、目標等の達成状況等)
- 請求書・領収書の控え
- ※介護給付費請求書等の請求に関する書類は、その完結の日から5年間保管してください。(平成13年9月19日厚生省事務連絡)

#### 【指導事例】

・請求に関する書類の保存期間を2年で破棄していた。 ⇒サービス提供が終了した日から数えて5年間保存してください。

## Ⅲ 介護報酬に関する基準について(基準抜粋)

#### 1 緊急時訪問看護加算(市町村への届出:要)

利用者の同意を得て、計画的に訪問することになっていない緊急時訪問(訪問看護サービスを行う場合に限る。)を必要に応じて行う体制にある場合に加算する。

#### 【ポイント】

- ・利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時 対応できる体制にあり、事業所の看護師等が訪問看護サービスを受けようとする者 に対して、当該体制にあること及び計画的に訪問することになっていない緊急時訪 問を行う体制にある場合には加算を算定することを説明し、その同意を得た場合に 算定することができます。
- ・当該加算を介護保険で請求した場合は、同月に当該利用者の訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護における緊急時訪問看護加算と医療保険の訪問看護における 24時間対応体制加算は算定できません。
- ・本加算は、1人の利用者に対して、1か所の事業所に限り算定できるため、利用者 へ説明する際には、他の事業所から緊急時訪問看護加算に係る訪問看護を受けてい ないか確認する必要があります。

#### 【指導事例】

- ・利用者の同意を得ないで、加算をしていた。
  - ⇒当該加算を算定する場合は、必ず書面にて利用者の同意を得てください。

#### 2 ターミナルケア加算(市町村への届出:要)

#### ◎主な算定要件

- ①ターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡できる体制が確保されており、 かつ、必要に応じて、訪問看護を行うことができる体制を整備していること。
- ②主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について、利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること。
- ③ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。

- ・本加算は1人の利用者に対して、1か所の事業所に限り算定できます。
- ・当該加算を介護保険で請求した場合は、同月に当該利用者の訪問看護及び看護小規模多機 能型居宅介護におけるターミナルケア加算と医療保険の訪問看護におけるターミナル療 養費及び訪問看護・指導料における在宅ターミナル加算は算定できません。
- ・1事業所において、死亡日及び死亡日前14日以内に医療保険又は介護保険の給付の対象 となる訪問看護をそれぞれ1日以上実施した場合は、最後に実施した保険制度においてタ ーミナルケア加算を算定します。この場合、他制度の保険による加算は算定できません。
- ・ターミナルケアの提供にあたっては、次の事項を訪問看護サービス記録書に記録する必要 があります。
  - ○終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録
  - ○療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの 経過の記録
  - ○看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握 し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録
    - ※厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の医療及び介護関係者との連携の上対応すること
- ・ターミナルケアを実施中に、死亡診断を目的として医療機関へ搬送し、24時間以内に死亡が確認される場合等については、本加算を算定できます。

#### 3 生活機能向上連携加算(市町村への届出:不要)

#### ◎加算(I)の要件

・訪問リハビリテーションもしくは通所リハビリテーションの事業所またはリハリビテーションを実施している医療機関の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士または医師から助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けたうえで計画作成責任者が生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成すること。

#### ◎加算(Ⅱ)の要件

- ・訪問リハビリテーションもしくは通所リハビリテーションの事業所またはリハリビテーションを実施している医療機関の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士または医師が利用者宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する等により身体状況等の評価を共同して行うこと。
- ・計画作成責任者が生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 を作成すること。

#### 4 認知症専門ケア加算(市町村への届出:要)

#### ◎主な算定要件

<認知症専門ケア加算(I)>

- ・利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上であること。
- ・認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
- ・当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る 会議を定期的に開催していること。

#### <認知症専門ケア加算(Ⅱ)>

- ・認知症専門ケア加算 (I) の要件を満たしていること。
- ・認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、施設全体の 認知症ケアの指導等を実施していること。
- ・介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

#### 5 サービス提供体制強化加算(市町村への届出:要)

- (1) サービス提供体制強化加算(I)
  - ◎主な算定要件
    - ①当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の全ての従業者ごとに研修計画 を作成し、研修(外部研修を含む)を実施又は実施を予定していること。
    - ②利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者 の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。
    - ③当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の全ての従業者に対し、健康診 断等を定期的に実施すること。
    - ④当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 60 以上又は勤続年数 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 100 分の 25 以上であること。
- (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
  - ◎主な算定要件
    - ①(1)の①~③に適合すること。
    - ②当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等の総数のうち、

介護福祉士の割合が 100 分の 40 以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が 100 分の 60 以上であること。

- (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
  - ◎主な算定要件
    - ①(1)の① $\sim$ ③に適合し、かつ(a),(b),(c)のいずれかに適合すること。
    - ・(a) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 30 以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が 100 分の 50 以上であること。
    - ・(b) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上であること。
    - ・(c) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者の総数のうち、勤続 年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。
- ※「会議を定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要があります。また、会議は、テレビ電話装置等を活用しておこなうことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

#### 【ポイント】

#### 職員の割合の算出方法

- ・常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用います。平均の割合 が所定の割合以上の場合に算定が可能です。
- ・加算算定には継続的に所定の割合を維持しなければならないため、割合については、 毎月記録してください。
- ・介護福祉士又は実務者研修修了者もしくは介護職員基礎研修課程修了者として算出に 含められるかどうかについては、割合を算出する月の前月末日時点で判断します。
- 各種加算届出方法等は平塚市介護保険課のホームページにて御確認ください。

「平塚市介護保険課ホームページ」(https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/nenkin/page-c\_02721.html)

- >地域密着型サービス事業者向け情報
  - >変更の届出

#### 6 総合マネジメント体制強化加算(市町村への届出:要)

#### ◎主な算定要件

- ①利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の見直しを行っていること。
- ②地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。

### 7 介護職員処遇改善加算(市町村への届出:要)

#### 1 令和4年度の主な改正点

#### ●介護職員等ベースアップ等支援加算の創設

令和4年10月の介護報酬改定において、介護職員の収入を3%程度(月額9,000円相当) 引き上げるための措置を講じるため、介護職員等ベースアップ等支援加算を創設しました。

※ほか詳細については、令和5年3月1日老発0301第2号(介護保険最新情報vol.1133) を参照ください。

#### ≪サービス別加算率≫

サービス	介護職員	処遇改善力	<b>加算</b>	介護職員	員等特定	介護職員等ベー			
				処遇改善	<b>季加算</b>	スアップ等支援			
	(I)	( II )	(Ⅲ)	(I)	( II )	加算			
定期巡回・随時対応型訪問介	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%			
護看護									
夜間対応型訪問介護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%			
地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%	1.2%	1.0%	1.1%			
(介護予防) 認知症対応型通	10.4%	7.6%	4.2%	3.1%	2.4%	2.3%			
所介護									
(介護予防) 小規模多機能型	10.2%	7.4%	4.1%	1.5%	1.2%	1.7%			
居宅介護									
(介護予防) 認知症対応型共	11.1%	8.1%	4.5%	3.1%	2.3%	2.3%			
同生活介護									
地域密着型特定施設入居者	8.2%	6.0%	3.3%	1.8%	1.2%	1.5%			
生活介護									
地域密着型介護老人福祉施	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%			
設									
看護小規模多機能型居宅介	10.2%	7.4%	4.1%	1.5%	1.2%	1.7%			
護									

<sup>(</sup>注)介護職員処遇改善加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外する。

#### 2 届出について

介護職員処遇改善加算を算定しようとする場合は、他の加算と異なり、年度ごとに事前の 届出が必要です。届出の提出時期等詳細につきましては、登録しているメールアドレスへ連 絡致します。

#### 3 実績報告について

当該加算を算定している地域密着型サービス事業者は、各事業年度における最終の加算の 支払があった月の翌々月の末日までに、市に加算の総額、賃金改善の実施期間、方法、総額 等を記載した介護職員処遇改善実績報告書を提出する必要があります。報告書の提出時期等 詳細につきましては、登録しているメールアドレスへ連絡致します。

#### ≪提出先≫

サービス種別ごとに提出が必要です。

サービス種別	提出先
地域密着型サービス	平塚市介護保険課
総合事業	平塚市地域包括ケア推進課

※地域密着型サービスで平塚市以外の保険者の利用者を受け入れている場合は該当の保険 者にも提出して下さい。

その他、各種加算届出方法等は平塚市介護保険課のホームページにて確認してください。 「平塚市介護保険課ホームページ」

(https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/nenkin/kaigo.html)

- >介護保険事業者向け情報
  - >地域密着型サービス事業者向け情報

#### 8 通所系サービス及び短期入所系サービスを利用した場合の取扱い

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者が、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護(通所系サービス)又は短期入所生活介護若しくは短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護(短期利用居宅介護費を算定する場合に限る。)、短期利用特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは、看護小規模多機能型居宅介護(短期利用居宅介護費を算定する場合に限る。)(短期入所系サービス)を利用した場合

①通所系サービス利用時

所定単位数から当該月の通所系サービスの利用日数に別に定める単位数を乗じて得た単位数を減じたものを、当該月の所定単位数とする。

②短期入所系サービス利用時

短期入所系サービスの利用日数に応じた日割り計算を行う。具体的には、当該月の日数から、当該月の短期入所系サービスの利用日数(退所日を除く。)を減じて得た日数に、日割り単価を乗じて得た単位数を、当該月の所定単位数とする。

9 同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物に居住する 利用者に対する取扱い 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と構造上又は外形上、一体的な建物にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものは1月につき所定の単位数とする。

#### 【ポイント】

- ・該当建物の一階部分に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所がある場合や渡り廊下でつながっている場合を指します。
- ・同一敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建物や幅 員の狭い道路を挟んで隣接する建物などが該当します。
- ・サービス提供の効率化につながらない場合は減算を適用すべきではありません。位置 関係のみをもって判断することがないように留意してください。
  - 例) 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合 隣接する敷地であっても、道路や河川などで敷地が隔てられており、横断するた めに迂回しなければならない場合